

## ヤクルトデリバティブ取引—質問を繰り返した監査役

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

### ・判決

株主オンブズマン代表訴訟。副社長（元国税庁）が内規及び常務会での取引を縮小すべきとの決議に基づき設定された限度額を越えたデリバティブ取引で失敗した。副社長1名のみ67億円の損害賠償命令が出た。

2010.12.3 最高裁、一、二審を支持。「社長・常務・監査役らは直接関与していないし、一応の管理体制があった」「飲料メーカーの監査役に金融機関の役員並みの知識を求めるのは酷である。監査役は回付される報告書がよく理解できず、不明なところは幾度となく資金運用部に質問を繰り返していた。任務懈怠ではない」

副社長は特別背任でも懲役7年、罰金6,000万円判決済。

### ・事件の概要

その常勤監査役は、「私はデリバティブ取引の知識はない。監査役として責任を持った判断ができない。監査役を降りたい」と言っていたという。

以前から、乳酸菌の飲料で知られたこの会社は、余裕資金で特定金銭信託（特金）を運用していたが、株価の下落のよって平成4年9月期で300億円を超える損失が発生した。これをカバーするために、特金を止める代わりに、このデリバティブ取引（具体的には株価指数を対象としたプットオプションの取引）を推進したのは元国税庁大物官僚の副社長であった。平成7年3月まで58億円の利益を上げ、社内では「財テクの神様」との評価が定着した。

しかし、社長は元々、財テクには懐疑的だった。「リスクが大きい」。そこで社長は、デリバティブ取引の実現損益は毎月の常務会と取締役会に報告させるようにし、かつ副社長の下にあった監査室を社長直轄の組織に変更した。

社長の不安は的中した。株価が下落し始め、損失が出始めた。平成7年5月、社長は、会計監査人の指摘を容れ、制約条項を設定—想定元本をこれ以上拡大させないことを取締役会で確認し、（当時1,233億円）個別取引に関して報告ルートを設定した。副社長個別契約締結→資金運用部報告書作成→経理担当取締役→副社長→監査室→常勤監査役→社長というルートである。

平成8年3月期決算、デリバティブ取引により44億円の損失発生し、常務会で、2年以内で資金運用の整理を目処に縮小することを決定したが、副社長は、損失を取り戻さんと独断で拡大をしていった。平成9年末に含み損が拡大、デリバティブ取引に伴う取引先金融機関から受け

ていた与信枠を超えたため、副社長は独断で、有価証券・譲渡性預金計 149 億円の追加担保提供を行った。副社長はデリバティブ取引の規模を拡大し続けた。これは明らかに、常務会の決議違反であったが、社長や監査役がこれを知ったのは平成 10 年 3 月であった。直ちに取締役会にて、デリバティブ取引を含む全ての資金運用の中止を決議した。最終損失額合計 533 億円。想定元本 3,990 億円。

株主代表訴訟が起きた。訴えられたのは、副社長の他、社長、常務と常勤監査役らであった。

常勤監査役は裁判で次のように述べている。「私は、私に回ってくる報告書を見ても、内容も正確には理解できず、又全て正しく報告されているかもよく分からなかった。だから、私は、不明なところは資金運用部に幾度となく質問を行った」

原告は「監査役として、よく分からなかったでは済まされない。明かに監視義務違反である」と主張した。

判決は、「飲料品メーカーの監査役に、金融機関の役員並みのデリバティブの知識を求めるのは無理である。監査役は、その中で、懸命に理解しようと質問を繰り返していた。任務懈怠とは言い切れない。又、それなりのリスク管理体制を構築していた」

判決は、副社長 1 名のみで、67 億円の賠償責任であった。

## ・私のコメント

この判決は、監査役としては「ホッとさせられる」。専門的な知識がなくとも、傍観せずに、執拗に質問し、立ち向かっていけば、その姿勢を裁判官は評価してくれる、という安心感と、監査役職務への確信が得られる判決である。

今回、あらためて判決文を読んで気が付いたことがある。

監査役が、副社長に対して、「通貨スワップ取引を行っているが、これは常務会の方針に反する」と意見を述べたが、副社長から、「その取引は成功して終了している」との説明を受けるとそれ以上の追及はしていない。裁判官は「なぜこれらの意見を社長に進言しなかったのかとの思いは残る」と述べている。とはいえ、「監査役は（全体として）必要な水準の監視義務を果たしている」として、監査役への請求を棄却している。

社長への進言も取締役会への報告も監査役にとっては重要な義務である。確かに、裁判官のこの言葉は重い。

さらに、中村信男早大教授が、「(監査役らは) 金融商品の専門家でないから、個別取引の詳細を逐一精査することまで要しない」との判決文について「金融商品の専門家でないからこそ、むしろ・・・より慎重に注意を払う必要があるはずである」と述べている（月刊監査役 2009.9. 25 560 号判例解説「役員の子会社に対する任務懈怠責任と内部統制システム（ヤクルト株主代表訴訟控訴審判決）。監査役は、必要に応じて、専門家の力を借りて立ち向かわなくてはならないと思う。

出典：東京地裁 04.12.16 判決文（判例タイムズ 1281 号）その他を元に私なりに分かり易く脚色しています。（2010.10.2 作成 2016.6.13 改定）